

## 総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第24回） 議事録

1. 日 時：平成17年4月20日（水）10：00～12：00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

【委 員】阿部博之会長、薬師寺泰蔵議員、柘植綾夫議員、  
黒田玲子議員、松本和子議員、  
秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、澤井敬史委員、  
竹岡八重子委員、野間口有委員、原山優子委員、平田正委員、  
本田圭子委員、松重和美委員、横山浩委員、渡部俊也委員

【文部科学省】伊藤学司 研究振興局 技術移転推進室長

根本光宏 研究振興局 研究環境・産業連携課長、  
三浦和幸 高等教育局 大学振興課課長補佐

【経済産業省】宮本岩男 産業技術環境局 大学連携推進課課長補佐

【特 許 庁】荒巻慎哉 技術調査課 大学等支援室長

【事 務 局】扇谷参事官

会長 まだお見えになつていな方をおられますか、定刻を過ぎましたので、ただいまから「総合科学技術会議」の第24回「知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきます。

座ったまま進行いたします。

本日は「大学等における知的財産権の積極的活用等について」の御審議をいただく予定でございます。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 それでは、資料の御確認をお願いいたします。お手元に配付しております資料は4点でございます。

資料1といたしましては、専門委員の一人から御提出いただいた資料でございます。

資料2は、本日御議論いただきます「大学等における知的財産権の積極的活用等について」という論点整理のペーパーでございます。

資料3が、文部科学省の方から御説明いただきました「大学における知財人材育成に関する基礎データ」の資料でございます。

資料4が、前回第23回の専門調査会の議事録案でございます。

もし足りないもの等がございましたら、事務局まで御連絡いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

本日は、まず、資料を用意いただいた専門委員からプレゼンテーションをいただきたいと思います。

10分ほど御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

専門委員 お手元に資料1がございますが、これに沿いまして説明させていただきます。

1ページは目次でございまして、2ページに「1. 知財人材の問題（その1）」として量的拡大が必要だということでございまして、今、企業には約2万人の方が担当でおられ、大学でも2,000人、弁理士が6,000人。

弁理士事務所に補助業務をされている方が2万5,000人。

弁護士はエンターテイメントロイヤーズネットワークとか、弁護士知財ネットができましたので、そちらに入っておられる方、それから弁理士登録されている方、そういう方を合計すると1,500人。

行政庁には特許庁、文化庁を始め各省庁に3,000人。

知財に關係する団体として1,300人。

先行技術調査をするサーチャーが1,400人。

裁判所は4月から知財高裁ができましたが、そのほかの裁判所で知財を担当する裁判官や調査官、それから昨年から始まりました専門委員170人を合計すると約200人。

以上、合計いたしまして6万人と推計されます。日本の科学技術予算の規模や企業の研究開発費あるいはGDPなどを考慮いたしますと、2倍ぐらい12万人への拡大が必要ではないかと思います。

3ページは、質的な面でございますが、各方面における問題点として指摘されていることを書いてございまして、これは私の指摘ではございませんので、お許しいただきたいんですが、産業界における知財人材については、権利取得が中心になってきて、手続を中心に教えておられるとか、求められる人材像が不明確、こういう問題が指摘されております。弁護士は、法律と技術のわかる人が非常に少ないと。

弁理士の方の場合には、先端技術について必ずしも強くないとか、国際性が弱いとか、そのような指摘がございます。

大学においては、法科大学院の理系学部の出身者が少ない、理系学部における知財教育が不足している、あるいは知財本部TLOにおける人材が不足している、こんな指摘がございます。

4ページは、知財人材にこれから求められるスキルは、従来は知財という権利取得の分野での専門家が多かったわけですが、それだけではなくて、科学技術／コン

テンツがわかり、更にビジネスや法律がわかる。ダブルメジャー、マルチメジャーの専門家が必要ではないかということでございます。

5ページは、そういう今の知財の守備範囲が拡大することに伴って人材の方も拡大する必要があるのではないかということで、赤い丸が従来への業務範囲と思われていることでございまして、研究者は一生懸命研究していればよかったですと、あるいは弁理士の方も法律と技術がわかっていてればいいとか、そういうことで、赤い丸のところが従来の分野ということです。

白い部分、こういうふうに横に拡大てきて、それぞれ分野によって比重は違いますが、技術／コンテンツのほか、ビジネスや法律がわかる人材が必要だということでございます。6ページは、そういうことでございますから、知財人材育成の総合戦略の策定が必要ではないかということでございます。いろいろな分野で人材の育成がなされています。これを全体として総合的に進めるということで、例えば3か年間の行動計画をつくるということですし、これは産官学それぞれの分野でやっておりましますし、全体に入材ということで「総合科学技術会議」の方で中心的にリードしていただいて、必要に応じ知財本部が協力していくという形がいいんではないかと思っております。

人材育成機関もいろいろございますが、そういう国内での連携と同時に、国際的な連携が必要になっているということでございます。

(3)は、そのためには量と質の両面における需給ギャップ、従来の需給ギャップはとかく量の部分だけを言っていましたが、量と質の需給ギャップをよく調べて、各分野の量と質の目標を設定し、そして知財人材のスキル標準、こういうものを検討していくことが必要ではないかということでございます。

7ページには、これはまだ全くのたたき台、例でございますが、例えば創造保護、権利化から活用、それから次のページには全体ということで、そういう流れに沿って学生、研究者、知財本部以下、いろいろな方々が関与するわけですが、例えば研究者の場合には、理系学部における知財教育がもう少し必要だと。あるいは知財本部やTLOの方の場合には、法務や契約などの外部人材のノウハウを内部に導入することが必要だと。

経営人材、これは企業も大学も中小もベンチャーもあるわけですが、経営戦略、研究開発戦略、知財戦略を全体として見られる人材が必要ではないかと。

裁判官の場合にも見識を深めていただく、技術に強くなると同時に、国内外、特に外国との人材交流を積極的に進めていただく必要があるということでございます。

弁護士については、理系人材が法科大学院に進むためのインセンティブが必要ではないかということでございます。

8ページは、弁理士の場合には、弁理士の数の増加、質の向上。

知財の周辺人材として、今、検定が大変活用されておりますが、更にこれを活用することを考えたらどうか。

それから、特許翻訳者が非常に数が足りない、まだまだ弱いという指摘がなされています。

先行技術の文献調査の方については、特許庁のいろいろなノウハウ等を開放・移転することによって日本全体のレベルを上げたらどうかということでございます。

行政につきましても、増員と同時に、各省庁間の連携促進によって知財教育の効率化が必要ではないか。こういうのを例として掲げてございますので、知財人材育成の総合戦略をおつくりいただいたらどうかという提案でございます。

以上です。ありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。ご説明いただいた専門委員は知的財産戦略本部の方でずっと御議論がありました知財人材育成を踏まえて今日の御提案をいただいたと理解をいたしております。

知財人材につきましては、本日の論点整理の中でも大きい柱になっておりますので、そのときの御議論にまずは参考にしていただければと思います。

御質問もあるうかと思いますが、そのときに併せて何かありましたら御発言いただくということで、次に進めさせていただきます。

今まで 21 回、22 回、23 回と 3 回の専門調査会で御議論をいただいた中身の論点整理を、今日、事務局でつくってくれたのが資料 2 でございまして、それを基にして意見交換をさせていただきたいと思います。

まずは、事務局から説明してください。

事務局 お願いします。

事務局 それでは、資料 2 に即しまして御説明をさせていただきます。

資料 2 のつくりですが、大きく論点を 4 つに分けてございます。それぞれにつきまして「基本的認識」という部分をつくりまして、それから論点を整理したものを作っております。

論点の部分につきましては、四角の枠囲いをさせていただいておりまして、その下に参考としてそれに関するファクト、あるいは周辺の事例のようなものを付け加えさせていただいております。説明は恐縮でございますが、論点の部分に限ってポイントだけをかいづまんで説明させていただきたいと思っております。

1 ページでございますが、まず、論点の 1 つ目ですが「大学等における知的財産権の積極的活用」でございます。

「基本的認識」の部分で、これまでの認識といたしましては、機関一元管理を原則とした知財の取得管理体制の整備が進んできている。そして、こういった活動に対する支援も充実してきているという認識に立ってございます。

今後は、大学等がそういった取得に更に取り組んでいくような管理体制の確立と

いうのが必要じゃないか。そのための環境整備が必要ではないかとしております。

それから、取得だけではなく、新たな創造や技術移転のような活用といったものに対しても積極的に取り組む必要があるのではないか。そのときに、組織風土の違う大学等と産業界での知財に対する考え方等が異なっているという意見がございます。

これにつきましては、見ていただくとわかりますように、かぎ括弧が付いておりまして、下から 4 行目でございますが、異なるという御意見と「[ 異なっていたが、今後はその差が解消される ]」と予想されるということでございまして、争点の異なる部分については、随所にこういうかぎ括弧を加えて入れさせていただいている部分があります。あるいは両論併記しているところもございますので、そのところは整理をいただければと思っております。

こういったものについて基本的な考え方の提示、情報提供が必要ではないかという基本的認識にさせていただいております。

2 ページに入りまして、具体的な論点でございますが、論点の 1 といたしましては「大学等と企業との橋渡し機能の拡充強化」とございまして、大学のシーズと企業のニーズとのマッチング、これを行うために大学と T L O との連携強化、それに加えて、公設試験研究機関や商社の活用を図った橋渡し機能の充実が必要ではないかとしております。

2 つ目の枠囲いのところでございますが、共同研究の部分につきまして、それを戦略的・組織的に展開できる体制の整備が必要ではないか。そのための成功事例集の作成を公表すべきではないかとしております。

3 つ目の枠囲い、2 ページの一番下でございますが、地域における成功例を表彰するような新しい顕彰制度が必要ではないかといった御指摘をいただいております。

3 ページに入りまして、細かい論点の 2 でございますが「大学知財本部・T L O の業務運用の柔軟化」ということでございます。

1 つ目の枠囲いですが、大学知財本部、T L O については、運用が硬直的である、あるいは時間がかかるという御指摘をいただいているが、その一方で企業の方が硬直的ではないかという御意見もいただいているわけでございます。こういったところを踏まえて、契約内容や契約実務の運用を柔軟に行うようなことを考えていくべきではないかとしてあります。

2 つ目の枠囲いが、契約部分についての参考になるような事例集の作成・公表をすべきではないかという整理をさせていただいております。

3 つ目のところは、こういったマッチング機能を高めるための若手研究人材を技術移転スペシャリストとして育成していくような取組みを進めていくべきではないかとしてあります。

4ページに入りまして、論点の3でございますが「円滑な試験研究の推進」でございまして、1つ目の枠囲いは国費原資の発明についてのライセンスに関するガイドラインをつくり、研究コミュニティー全体に広めていくべきではないか。

これにつきましては、専門調査会の下につくりましたプロジェクトチームで、今、検討しているところでございますので、その検討を待って御議論を進めていきたいと思っております。

2つ目の枠囲いは、試験研究の特許法上の取扱いにつきましてでございますが、これは契約ガイドラインの普及による効果、影響といったものを見ながら各国の対応、それから国際的な議論の動向を踏まえて、必要ならば見直しをしていくべきではないかという御指摘をいただいております。

5ページを飛ばしまして、6ページでございます。

論点4でございますが「共有特許の不実施補償等契約の取り扱い」でございます。

1つ目の枠囲いですが、企業の方は大学が不実施機関であるということで実施料を求められることがあるという感じでございますが、産業界から見直しの要請が出されております。

知的財産協会からは、独占実施権の設定という形で補償を認めるというような代替案も出されているわけでございまして、これについてどう考えるかでございます。

不実施補償につきましては、業種、技術の内容によっていろいろバリエーションがある。一律に契約の内容を決めるることはなかなか難しいのではないか、産業や大学がもっと議論を積み重ねていくことが重要ではないかという御意見もいただいているわけでございます。1枚めくっていただきまして7ページでございます。論点の5でございます。

「紛争処理への対応」ということで、大学が関与する紛争処理は今後増えてくることが予想されますが、こういったものに対して、適切な対応ができるような体制整備を図っていく必要があるのではないかというような御指摘をいただいております。

論点の6といたしまして「先行技術調査に対する支援」でございますが、特許情報と論文情報を相互に活用できるようなデータベースの整備。それから、特許情報が高速、高機能で検索できるようなシステムといったものの整備を求められております。

3番目の枠囲いですが、中小企業への支援と同じように大学に対しても先行技術調査の支援をすべきではないかという御意見をいただいています。

その一方で、研究者が自分で先行技術調査をするのは当たり前のことではないかという御意見もあったり、JSTがそういうのをやっているので、そういうところの活用を考えしていくべきではないかという御意見もいただいております。ここは争点になろうかと思います。

8 ページに入りまして、論点 7 でございます。

「研究者等への配慮」ということでございまして、大学の方で社会貢献に一生懸命な研究者に対して、その活動に必要な十分な時間と労力をかけることができるようなエフォート管理を導入するなどして、他の業務を軽減化させるような配慮をすべきではないかという御意見をいただいています。

別の観点でございますが、共同研究において、学生やポスドクにも秘密保持義務を負わせるべきという意見があるんですが、それに対して、ポスドクの方々は人権費が経費としては十分見られていないという実態があるので、そういうものを企業側に御理解いただくような啓発活動が必要ではないかという御意見をいただいております。

9 ページに入りまして、大きな論点の 2 でございます。

「大学発ベンチャーにおける知的財産権の円滑な活用」でございまして「基本的に認識」といたしましては、大学発ベンチャーに非常に期待が大きく寄せられているところでございますが、それを活性化するためには、起業に対して意欲的な大学の研究者、あるいはそれを支える大学に対して、インセンティブを与える必要があるんではないかと。そのための課題が幾つかあるんですが、利益相反の問題ですか、お金の問題といったものが挙げられるわけです。そういうものを取り組むべきではないかという考え方でございます。まず、論点 1 で「利益相反」の部分でございますが、1 つ目の枠囲いですが、利益相反につきましては、個々の機関ごとにばらつきがあって明確な判断技術がない。相当新しく建てようとする方の意欲をそいでいるんではないかというのがございます。

こういったところで、利益相反ガイドラインを整備し、マネージメントの透明性を高めるような必要があるのではないか。

そのためには、文部科学省の方でおつくりいただいている事例集の公表・周知、あるいは大学知財管理・技術移転協議会の方でノウハウを蓄積していくことによって、そういう能力が高まっていくのではないかという御意見をいただいております。

10 ページに入りまして、一番下のところでございますが、利益相反につきましては、用語に妥当性を欠いているのではないか。株の話について議論が集約しているような部分がありまして、これは責務相反を含む広い範囲での議論を整理し、コンプライアンス、法令遵守の観点からガイドラインといったものを整備すべきではないかという御意見をいただいております。

11 ページに入りまして、細かい論点の 2 でございますが「ライセンス対価としての株式の取得」でございます。

これにつきましては、国立大学法人がライセンス対価としての株式の取得を認めるべきであると、昨年の「総合科学技術会議」の方で提言させていただきまして、

これが文部科学省さんの御尽力によりまして一定のルールの下で可能となりました。

この通知はされたばかりでございますが、運用の解説といったものをつくっていただきて、早期に定着を図っていただきたいという御意見をいただきております。

2番目の枠囲いですが、株式の保有のケースで、個人情報の取扱いがかなり問題になってきている。不必要的情報まで提供を求められているというような実態があるようでございますが、利益相反のルールの部分と、個人情報の取扱いの整理について検討が必要ではないかという御意見をいただいているます。

それから、大学の広報体制に問題があるんではないか。その整備・管理についての必要性も意見としていただいております。

論点3といたしましては、「ベンチャー支援制度の創設」。

参考のところに書いてありますが、産総研の方でベンチャー支援制度が用意されてあるところでございますけれども、こういった制度を大学の方でも速やかに導入するようなことを考えていく必要があるんではないかというふうにしております。

下の方の枠囲いですが、大学発ベンチャーのネットワークを広げていく。それから若手研究人材が大学発ベンチャーやベンチャーキャピタル等でOJTの研究をして、そういう能力開発を進めていく取組みをしていくべきではないかという御意見をいただいております。

12ページに入りまして「制度の見直し」。

特に特許関係の制度問題でございますが、幾つかの制度についての改善の御意見をいただいています。

一部継続出願の導入、国内優先権主張期間の延長、外国語出願の翻訳文提出期間の延長、インターネットを通じた閲覧の無料化、カラー図面の添付の許容、拒絶理由通知の応答期間の延長といったような制度の見直しの御意見をいただいております。

13ページ目、「3. 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用」でございます。

「基本的認識」の部分につきましては、昨年の「推進計画2004」に書かれている文章をそのまま引用させていただいておりますが、地域の特性を生かした特色ある地域社会の実現が進められていると。

そういう中で特色ある発明や創作が生み出され、国全体が知財を核として豊かになれるような取組みを推進していく必要があるんではないかという御指摘をいただいています。特に、地域においては、自然資源を生かした産業あるいは伝統産業、地場産業が地域を担ってきたわけですが、そういったところと大学等が連携を取りまして、あとは知的財産が生み出されることが期待されているという、それを支援すべきではないかという整理をさせていただいている。

論点1といたしましては「地域の特色ある知的財産の創造及び活用」でございます。この辺りにつきましては、前回に具体的な例を見ていただきまして、御議論のベースにしていただいているが、自然資源の中に有効成分や有用な遺伝子を持っているものもありますので、産学連携によって有効成分を取り出し、それを知的財産としてとらえて、それを権利化していく、あるいは新事業、新製品開発につなげていくということ。そういうことに対して積極的に支援していくべきではないかという論点でございます。

14ページに入りまして、地域の持つ産業に付加価値を付ける、これは別に自然資源に関わらないんですが、そういった付加価値を付けるときに知的財産が生まれてくるわけですが、そういったものについても適切に権利取得し、活用する方策を考えていくべきではないか。

2つ目の枠囲いですが、ユビキタスネットワーク技術を活用して、コンテンツをモノとかを伝統工芸品の中に埋め込んで、新たなコンテンツづくり、モノづくりといったところに取り組んでいくべきではないか。でき上がったものを知的財産としてどうやって保護していくのかというのを考えていく。あるいは、モノづくり、コンテンツづくりを担う人材を育てていく、学際的な教育体制が必要ではないかという御意見をいただいております。3つ目の枠囲いですが、そういった知的財産について十全の保護がなされているかということをしっかり調査・分析していただいて、外国の保護の状況等を踏まえつつ、保護の在り方について検討すべきではないかという論点をいただいております。

地域の科学技術の発展のために、大学の知財戦略と、それから地方公共団体の地域の戦略との整合性が取れていないのではないか。その大学の体制強化と、それから地域との連携を密にするといったような御意見をいただいております。

15ページに入りまして、大学や地域で生まれたシーズに知的財産としての付加価値を付けていく、そういった知的財産のインキュベーション・センターのようなものをつくったらどうかという御提案もいただいております。

16ページに入りまして、論点2でございますが「地域の公設試験研究機関の積極的活用」とございまして、地方自治体の研究が縦割りになっているのではないか、そういったところの連携を進めていく、地域の自治体が主体となって取り組むべきではないかとしてあります。

大学発ベンチャーについては、中小企業が活用するにはギャップがあるということで、ギャップを埋めるための公設試験研究機関といったところの活用を考えていくべきではないか。

3つ目ですが、文部科学省さんの方でなされておりますRSP、地域研究開発促進拠点支援事業を通して、大学における研究シーズが蓄積されているという事実がございます。自治体がこういった研究シーズとか、コーディネーターのノウハウ

を生かして、マッチング、技術移転に積極的に取り組むべきではないかという意見をいただいております。

17 ページに入りまして、論点 3 でございます。「地域を超えた产学連携の推進」でございまして、アドバイザーやコーディネーターをしっかり育てていくことが重要ではないかという御意見をいただいております。

それから、地域の資源を東京やその地域以外の地域でなかなか情報入手ができないということで、そういうものを入手できるような、全国的にリンクしたような方法を考えていくべきではないかという整理でございます。

18 ページに入りまして、大きな論点の「4. 知的財産関連専門人材の育成」でございます。

「基本的認識」のところにつきましては、高度な専門サービスを提供する専門家の増員及び育成が急務である。

それから、弁理士、弁護士のほか、大学、企業等の各機関に置いても多種多様な人材が求められている。

従来の研究開発だけではなく、営業とか企画とか経営という分野においても知財の知識や実務能力を持った人材が必要になってきている。実践的な実務家が必要になってくる。 それから、国民の知的財産に対する理解を深めていくことも必要ではないかという整理にさせていただいております。

論点 1 につきましては「体系的な知財人材育成総合戦略の推進」。これは、総合戦略の推進というのと、環境整備と少しトーンの下がったものと両方いただいております。これはどちらがいいかというのを御議論いただきたいと思っています。

1 つ目のところは、知財の尊重するマインドを幼少期から醸成していく、年齢に応じた知財教育をしていき、その知財の専門家を目指す人材を多く輩出していくことが必要ではないかとしています。

2 つ目の枠囲いは、そのために、実務知識の提供あるいはより実践的な知的財産専門家に対する専門教育、広く国民一般に対する理解増進、制度に関する普及・啓発から専門家の育成、専門家に対する能力向上といったような総合的な人材育成のための戦略を進めていくべきではないか。あるいは、それに対して環境整備を行う必要があるのではないかという形で整理させていただいている。

19 ページに入りまして、論点 2 でございますが「高度かつ学際的な知財専門人材の養成」でございまして、法律と技術の両方をわかる人材を弁護士として育てる。そのためにポスドクといったような博士課程修了者が法科大学院に進むインセンティブを与えていく必要があります。そのためのインセンティブを検討すべきではないかということでございます。 2 つ目の枠囲いは、知財を中心としたビジネスの構築・支援まで含めた高度な専門性や国際性を備えた弁理士を育てていく必要があるのではないか。知的財産専門職大学院や M O T プログラムに進むインセンティ

ブを与える必要があるのではないか。

そこで、弁理士試験の科目のところですが、産業財産権に関する修士課程修了者に対する弁理士試験の科目免除、下の方に参考として免除のことが書いてありますが、そういったことについて、少し検討するべきではないかという整理にしてございます。

20 ページに入りまして、論点 3 でございます。

「実践的な実務家の育成及び活用」ということで、企業の法務経験者やライセンス交渉の実務経験者を大学等において確保していく必要があるんではないか。また、そのための社会教育、e - learning を使ったスキルアップを図るための社会人教育を進めていくべきではないかという意見をいただいている。

2 つ目の箱はルールの運用の部分でございますが、日常レベルで利益相反の問題をしていくような実務家を育てていく必要があるのではないかと。「また」でつなげていますが、経済学部の中でも知財の専門家を育成するプログラムを検討すべきではないかという整理にしてございます。

先ほど出たのと同じようなものでございますが、若手研究人材に対して T L O 、ベンチャー、ベンチャーキャピタルで O J T の研修をして能力開発をする、そしてキャリアパスの多様化を図ることが必要ではないかとしてあります。

最後に 21 ページでございますが、論点 4 ということで「基礎理解の推進及び普及啓発」ということで、大学あるいは大学院で全員が知財のことを学ぶような機会をつくっていく必要があるのではないかという御意見をいただいている。

これに対しては、後半の部分でございますが、大学の教育については大学の自治を尊重する観点から、大学の自主性において決定するとなっているけれども、これとの関係をどう考えるかということで御議論をしていただきたいと思っています。

2 つ目の枠囲いですが、研究活動に知財はどう関係していくかということをブレーンストーミング的に学習するような状況が必要ではないか。そういったことで、知財については啓発的なことをしながら認識を共有していくような教育の仕方を大学に取り込むべきではないかという御意見でございます。

最後に論点 5 でございますが「知的財産学の整備・発達」ということで、知的財産に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進するための知的財産学というものを整備していく必要があるのではないかと整理させていただいている。

非常に多岐にわたるところでございますが、十分な御議論をいただきたいと思います。 それから、恐縮でございますが、相当多くの方から御意見をいただきまして、そのすべてを拾うことは非常に難しうございますので、少し自分の意見が反映されていないじゃないかという御不満等もお持ちになるかもしれません、大きな争点だけをとりあえず整理させていただいておりまして、文言的なところについては、少し後回しにしている部分もありますので、そこについては御了承いただき

たいと思っております。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございました。ただいま論点整理ということで事務局で頑張つてつくってもらったわけですが、これを基に御議論を賜わればありがたいと思います。

と言いましても、大変量が多いわけで、章が4つに分かれていますので、4つに分けて御議論をいただいたらどうかと思いますが、よろしいでしょうか。また、後で振り返っていただく時間もできれば取りたいと思います。

それでは、1ページから8ページまでが知的財産の積極的活用であります。これについて、どの点でも結構でございますから拳手をしていただいて御発言をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

専門委員 済みません、ちょっと口火を切る意味で、今、事務局の方でまとめていただいたのは、本当に多岐にわたって、これは御苦労されるだろうと思っているんです。それで、ここで議論しても大学におけるという冠がかかっていて、一番のポイントは、多分大学が法人化されたというのが非常に大きな基本になって、これはあらゆる意味で法律がいろんな形で適用になりますよと。

そうすると、例えば、产学連携にしても、基本は契約関係をベースにしてやることになるわけですね。そうすると、かなりケース・バイ・ケースで対応しますと。その場合に、のアカデミアという立場でどういう立場を取るのかということによって、いろんなものに波及していることがいろいろ出てくるかと思います。

多分、大学でいろんなことを活動していった結果が、知財という形にはなりますけれども、最終的には技術をどう社会に役立てるかという点が1つ。

もう一つは、技術のイノベーションをどれだけ促進できるかという観点で全体像を見ていく必要があるのだろうと思って見ております。

この中にも幾つか事例が出てきていますけれども、例えば、2つぐらい挙げますと、ここでいう6ページの「共有特許の不実施補償等契約の取り扱い」と、これは今いろんな形で产学連携を進めていくときに意見が出ていると聞いているんですけども、基本はアカデミアがどこら辺まで产学連携で何を期待しているかという議論をしていくと、多分個々のケースではかなり契約を柔軟に取り扱えば解決が出ていくところではないかと思います。これは多分大学サイドも企業サイドも実際の個々の交渉のときに、かなりいろんな意味で今やっている途上なので、もう少し事例が積み上がってくると、ある程度の収斂の方向が見えてくるのではないかと思っています。

もう一つは、この資料でいうと、試験研究所の特許法上の取扱いということで、下のサブグループで検討している人と意見交換したときに感じしたことなんですが、大学が产学連携ということで、いろんな形でお金をもうけたいと言ったら

ちょっと言い過ぎかもしれません、そういう意味でもいろんな研究の原資を獲得したいという意味で活動されている一方で、大学だから研究のある程度フリーハンドを得たいというのは、考え方の基本においてちょっと矛盾するようなところがあると思うんです。

ですから、先ほどの契約ベースでやるときに、产学の連携の間での研究の在り方で、学校の先生方が自由にアカデミアの世界を動くときに研究のフリーハンドを持ちたいと、今度は大学同士の間でどういうふうに物事を考えていくかという辺りをちょっと区別して考えないと、一般論としての 69 条みたいな話に入ってくると、話がかなり混線するような感じがするので、そこら辺のところも、先ほどの最初の大学というところで、どういうふうな意味合いで研究活動をやっていくかという意味での基本的なところをどこかで整理した上で、全体像を見ておくことが必要ではないかと思っております。

以上です。

会長 ありがとうございました。不実施補償は大変議論のあるところで難しいところですが、先生は今の発言ですと、ある程度事例が出てくると自然に落ち着くところに行くのではないかと。

専門委員 そのときに一番大事なのは、それぞれの契約を担当されている方が、今、何の目的でこの共同研究をやるんですかというところがすとんと落ちないと、こういうことが今までありますとか、そこだけの神学論争に陥ってしまうような感じがするんです。 そのときに、今、これをやる共同研究の結果として出てくる技術をどう使いたいんですかと。これは大学のアカデミアとしては、先ほどの幾つかの資料の中にもありましたけれども、なるべく早く技術を社会にして、地域経済に貢献したいために我々はやるんですけど。そのことを前提に企業さんは取り組んでください。だから、これはある程度出すことを前提に動きましょうとか、そこら辺までかなり交渉担当者が何のための研究かということまで、やはりブレイクダウンしてやらないと、基本的交渉ですから、相手の基本ミッションがわからないとまともらないのじゃないかなということなので、一般論で言うと、すごくそのところがぶつかり合ってしまうので、やはりせんじ詰めると、産と学というちょっとミッションの違うところが組むときに、それぞれの代表で交渉する人がどういうふうにきちんと相手の立場を考えて交渉できるかと。

ここはまだまだ法人化されて時間が経っていないところですから、もう少し時間をかけてお互いに基本のところを話し合う努力を積み重ねることが大事だなという感じがしています。

会長 おっしゃるとおりだと思いますが、国としてどこまで口を出したらいいかという辺りは難しいところですけれども、最終的には企業側と大学側が一定のある種の信頼関係を確立していくということが大切だというのは、そのとおりだと思います。

ます。

専門委員 私も不実施補償の問題について、少し意見を言わせていただきたいと思います。

ただいま、問題は事例を重ねていけば、いずれ解決するのではないかという御意見がございましたけれども、私はむしろ積極的にあるべき論というものを議論を積み重ねて、むしろ国のサイドからしっかりとした考え方、これはかなり理念的な問題も含んでありますので、そういうことを国としてしっかり議論をした上で、その中で個別の問題というのをもう一度洗い直してしっかりやっていく必要があるんではないかと思っております。

現状を見てみると、まとまった声として出てきているもの、ここに上げられている日本知的財産協会とか、個別のケースでも大企業のサイドから額あるいは公的研究機関のもっている知財をどういうふうに活用していくかという観点で、明確に言えば無料で利用できるものはした方が得であると、言いっ放し的な立場というものが強く打ち出されているんではないかということを私は最も懸念しております、やはり国が大学に投資をして研究のインフラをつくり上げている。同様に公的研究機関もあると。地域の研究機関もあるという中で、技術を生み出していくコストをどういうふうに分担して、個別の利益を受ける共同研究の受益者としての企業がどういう形でコストを分担していくのかという議論なしに、個別の契約を積み重ねなければというのは、少し乱暴な考え方ではないかという気がいたします。

というのは、やはり企業の力というものと、それから大学あるいは研究機関の持っている力というものが共同研究の中では必ずしもイコールではないわけでありまして、現状では独立法人化をして知的財産を活用していくみたいという意欲だけは十分あるわけですが、経験もノウハウも、それからパテントとしての強みとか、そういったものもすべて企業に比べると非常に脆弱な状況の中で交渉が進んでいるということを考えますと、やはり国としての明確な指針なしに、このまま流していくば、あくまで個別の企業が利益を受ける共同研究にも関わらず、コストゼロ負担でその果実だけを得るという少しいびつな状況ができてしまうんではないかという気がしております。

ですから、利益団体としていろいろな御意見を強く言われるというのは、それはそれで大いに結構なんですけれども、やはりそれが総意であると、国としての利益にかなっているというのとは少し違うわけでありますから、その仕分けを明確にだれかがはっきりとものを言っていく必要があると思っております。

会長 今の件でよろしいですか。

専門委員 今の件も多少関係があります。不実施の対価補償の話がこんなにもめるとは思っていなかったわけで、随分長引いていて、基本的には事例で解決すると思っているんですけども、そろそろ多少の議論をする場を設定する必要がある。

ただし、これはやはり一律に決められる話では絶対にないと思いますので、現場で分野別、あるいは状況がどういう状況であるか、あるいは科学技術の分野がどうであるか、その産業界慣行などを踏まえて、それをベースにちゃんと吸い上げた上で議論をしていただかなないと、また変なことになってしまふかなという気がいたします。

さてちょっと論点の方で行きますと、大学と企業に関して、体制整備の話が最初にあって、それから、今の不実施の対価補償も含めてマネージメントの問題に移ってきてているということありますけれども、柔軟な契約を含めて、結局、効率の問題にだんだん目が向いている。これは、将来的に大学の知財のマネジメント、技術移転を継続的にやっていこうとするときに、最終的には効率の問題になってくるわけあります。

勿論、前回も申し上げましたけれども、大学は別にもうけてほめられるわけではなくて、産学連携の第三の責務を果たすという社会的な責任を果たすためにやっているということですから、これはプロフィットを必ず得ないといけないというわけではない。コストセンターでもいいわけです。コストセンターであるということを大学が認めて、そういう運営をすればいいわけですけれども、それでも効率の問題というのは重要であるということで、パフォーマンスについての議論になってくるはずだと。

TLOについては、最近かなり事例が積み重なってきているので、分析ができるようになってきております。多くのTLOについて、98年から技術移転促進法ができて以降のパフォーマンス分析をしております。

これを見ますと、やはり早く設立したところはちゃんと伸びているところも多いのですが、かなりTLOによって違います。随分時間が経過しても、全然パフォーマンスが上がらないというTLOもあって、TLO自身の自助努力は相当求められるところだなど。ここにもやはりきちんと書いて、そこには1つは自助努力をすべき問題があるということは、明記するべきだろうと思います。

ただし、先ほど専門委員の一人から出された資料にもありましたけれども、やはり人材の問題というのも相当ありますし、説明資料の5ページの絵を見ても、大学知財本部TLO企業の部門スタッフの守備範囲というのはもともと相当広い。ここでは赤い従来の業務範囲、法律のところは入っていませんが、法律の範囲はもう既に入っていないと業務ができないというので、かなり高度な人材を求められていますので、人材を育成するということを政策的に支援するということについて、引き続きあるいはもっと拡充してやっていくというのは非常に重要なことだと思います。

ただし、それも含めてやっていく中で、最終的には結局、TLOにしても、大学知財本部にしても、大学のシステムの全体の中での産学連携の取組みのミッション

ということが明確にあって、その上でこういう業務をやっていくことのインセンティブがないとそういう方向に向かっていかないということになります。

そういう意味では、5か年計画等を見ていても、产学連携とか、知財、技術移転に関して明確な位置づけが、今、必ずしも読めない大学が多い。これについては、ともかく積極的に取り組むということを明確にしていくことが大切です。ここはちょっと中長期的な考えとして書いていただくといいと思います。大学がこのような業務に取り組んでいこうとすると、資源配分は運営費交付金になります。そして、特別教育研究経費ということになると思いますが、これが例えば、产学連携が非常に重要だからというところで、そこでインセンティブを与えて重点的に配分をするという形に必ずしも今なっていない。これは产学連携だけではなくて、運営費交付金の資源配分というのが、何か政策的な重点に対して配分するという形になっていないという全体の問題がありますので、短期的な課題ではないと思います。中長期でこういうところに対してインセンティブが付けられるような仕組みにしていただくということが重要だと思います。

そういう意味で、短期の課題として、一番目にTLO自身が頑張るという話と、2番目に人材育成の話、そして中長期課題として財源の問題。大学として产学連携知財マネジメントに取り組む大学に対するインセンティブの与え方を運営費交付金ができるようにするということを申し上げたいと思います。

以上、3点でございます。

会長 今の中長期的というのは、論点の整理で言うと、どこを主に書き換えたらいいという提案でしょうか。

専門委員 ここの中でどこにということであれば、中長期といつても来年というのはちょっと無理だという話だと思います。それは、2年後、3年後にかけて、予算の配分の問題になりますので、どこでやっていただくかは別として、論点2の中のどちらかに。

会長 どこか新たに付けた方がいいかもしれません。

専門委員 新たに付けていただくという趣旨でございます。

会長 わかりました。

ちょっと文章をごらんになってお気づきになるかもしれません、現在のTLOとか知財本部とか、大学によって、ここはうちはちゃんとやっているというところもたくさんあるのではないかと思いますが、これはむしろ平均的なところ、あるいはもっとエンカレッジしなければいけないところに目が向いた文章になっているように私は思っております。場合によっては、多少修文した方がいいところもあるかもしれません。

どうぞ。

専門委員 幾つかのことがございますけれども、1つは、今、いろいろ議論が出

ていた件なんですが、例えば企業というのは、むしろ非常にフレキシブルに対応するわけです。それから、日本の政策がどうのこうのといったときに、必ず日本の政策とアメリカ、ヨーロッパの政策を比べて、その上でボーダーレスにどこと契約するか、どこと共同研究するかということになるかと思います。

そういう意味では、まず、修文というか文章のところなんですが、3ページの論点2の最初の括弧でございますけれども、確かに3行目のところに「企業の方が硬直的ではないかとの指摘もある」と、当然これは一部からあるかもしれません、今、申しましたように、企業というのは、むしろフレキシブルであると。

もう一つは、次の行になりますけれども「企業の実情に応じて」という「実情」の言葉が非常に不明確でございますけれども、それはやはり特許の価値であるとか、実用化できる、実現できる可能性であるとか、そういうことを企業はむしろ非常に厳しく判断した上でそういう共同研究をするかどうかということになります。

そういう意味では、今、いろいろなところで不実施補償であるとか、契約の条件であるとか議論しておりますが、これは日本で議論するのは当然ですが、日本で議論した結果、それが成果に結び付くか、Win-Winになるかどうかというのは、これはまさにアメリカあるいはヨーロッパと競争して決めなければいけないと、そういう問題だろうと思います。

日本のところでいろいろやりまして、その企業が赤字になってつぶれるということは許されないですから、今、経済も知財もすべてボーダーレスであるということであれば、こういう大学とのいろいろな業務の柔軟化というものは国際的に考えてほしいということが1つございます。

もう一つは、最初のセクションのところでございますけれども、先ほど専門委員一人の方から大学だけ虫がいいんじゃないかという一部のそういう考え方もあるということですが、ここでいつも議論になって、本当に定義をしていないんですが、ここで書いてある試験研究ということが書いてございますけれども、これをただでやらせろという議論から来ているのか、権利制限をしろと、流通という面をかなりフレキシブルに自由に考えるような対価を払ってもいいから、自由に使えるようにしろという議論なのか、この辺の議論が詰まっていないで試験研究はただでやらせろという議論になることもあるし、あるいは権利制限をしろと、要するに、いわゆる差止をなくせ、リーズナブルなロイヤルティーを払えという形でやらせろというところの議論がどうも進んでいないように思います。

したがいまして、各委員からの意見が、片方の場合はイグザンプション、片方の場合は権利制限という話になっているかと思います。

そういうことで考えますと、論点整理の3というところでございますが、3行目以降を読みますと、ガイドラインを作成し、研究コミュニティー全体に広く普及すべきではないかと、これは確かに賛成でございますけれども、上のところはあくま

でも国費原資というものに限られている。それを、研究コミュニティー全体に広げるということであれば、やはりこういう「総合科学技術会議」の場で引き続き研究全体についてどう考えるのか、イグザンプションで行くのか、権利制限で行くのかと、そういう議論がどうしても必要ではないかと思います。

大学の公的資金だけでやっている問題であれば、これは、今、機関帰属にするという話もあります。その場合に前の大学で研究していた人が、ほかの大学に移ったら使えるのか、使えないのかといいういろんな議論があります。でも、これは国費だけの問題に限定して考えれば、私は最初のときに言いましたけれども、N I Hのガイドラインを日本流に直せば、これは解決する問題です。

要するに、契約のときに、機関帰属にするけれども、それについた研究者は使えるというふうにする、あるいは、国費だけが入っているものについてはリーズナブルなロイヤルティーで自由に使えるようにするというようなことがあれば、これは解決できる問題です。 ただ、先ほど言いましたように、試験研究全体をどう考えるかというのはもっともっと大きな問題で、これはやはりリサーチコミュニティー全体に普及するという意味であれば、やはり引き続き、ここで議論しなければいけないんではないかと思います。

それに関連しまして、次の同じページの括弧になりますけれども、この表現が私はどうもいつもお役所的だなど。必要に応じて見直しを検討すべきであると。これは日本がいつもやっているように、アメリカを見て何もしない、ヨーロッパを見て何もしない、アメリカ、ヨーロッパが行ったら一番最後からついて行くというような姿勢に感じられます。非常に手前勝手なことを言いますけれども、そう思います。

そうではなくて、例えばフランスであるとかドイツは遺伝子の用途限定特許が既に法律で通っています。T R I P S でどうなるかということは今後の議論になりますけれども、フランスの診断の制限、それからドイツの用途限定の遺伝子関係の特許、それからスイスのリサーチツール全体に対するコンパルソリー・ライセンシング、最低実施権、これは今公聴会にかかってあります。更にベルギーでもそういう動きがあると聞いてあります。

そういうことで、これらを見ながらやるというのは、これはいかにも今までの日本の政策ではないかと。この前、日経新聞に東大の玉井先生が書かれましたけれども、やはり日本が先頭を切って走っていく国家戦略として、科学政策としてやっていくべきではないかと。その役割が「総合科学技術会議」ではないかと私は思います。

会長 ちょっとお言葉を返すようですが、これは先ほど事務局からお話をありましたように、今、プロジェクトチームでやっておりますので、今、先生の御意見は十分お伝えしますが、それが出てきたときにここで議論するというステップになっ

ておりますので、今日は余りここについて、何かメモなり御意見をいただくのは結構ですけれども、ここで議論をしていただくのは手続上若干問題がありますので。

専門委員 知らないので、申し訳ございません。

会長 ただしおっしゃるように、私もいつも申し上げているように、国際的な競争の中で日本がどうリーダーシップを取っていくかと、場合によっては非常に遅れているところをカバーするということもありますけれども、そういう視点は常に忘れないようにしていくべきだと私も思っておりますので、とかく日本の議論というのは内向きになりがちなので、ときどきそういうことをおっしゃっていただくのは大変ありがたい。

専門委員 大変失礼なことを申しました。

会長 よろしくお願ひします。

時間がほとんどオーバーしてしまっていますので、そうしたら短くお二人で、今のとダブらないことをやってください。

専門委員 不実施補償について、専門委員のお一人がおっしゃったことは、やはり原則として確認しておくべきだと思います。

基本的に大学は、国費というか税金をもって運営されているわけで、そこで企業と共同で生み出された特許について、やはり一定の大学への還元というのがないと、やはりこれは税金としての使用の問題から、やはりいかなるものかという議論は出るだろうと。

だから、原則として確認することは非常に大事だろうし、それで引き続きやっていただきたいと思っております。

ただ、確かに委員の一人の方がおっしゃるように、契約というのは、その条項一個だけを取って何か決めるというよりも全体の中でバーゲニングをして決めていくという要素が入ってくるものですから、これから事例において、例えば多額に企業が間接経費を出す場合はどうするかとか、いろいろ出てくるんだろうと思います。だから、そこもひとつ目配りをしなければいけないんではないかと。

ですから、3ページ目の論点2のところで「契約の弾力的な運用の事例集を作成・公表すべき」と書いてあるんですが、これはいかなるものかとちょっと思っています。

というのは、これは弾力的な運用というのは一体何を意味しているのかというのは、ちょっとわからないんですが、その条項だけを取り上げて議論するつもりなのか、契約は全体的なバーゲニングで決まる訳ですから、それはほとんどナンセンスではないかと思っております。

もう一つ、もっと大事なことは、企業と共同研究するということは、企業側からの当然の強い要請で、大学に守秘義務、契約の内容の公表なんていうのはとんでもない話なんです。だから、やはりここは企業と契約をするんだけれども、この契約

の条項を公表することができますよなんて言った途端に、やはり日本の企業は日本の大学とするのは怖いということにもなりかねないので、ここはちょっと削っていただけたらと思っております。

会長 ちょっと事務局の意見を、なぜ書いたかちょっと聞きますから。

専門委員 そうですか、済みません。

会長 今の最後のところだけお願ひします。

事務局 今ご発言頂いた専門委員の方のおっしゃることは至極ごもっともで、個別の契約の内容まで言及していると、とてもじゃないけれどもできないんですが、現状を見ますと、契約の基本的なこともよく理解できていないところもございますので、ある程度の部分をお示しして、こういった場合には、こういった整理をしたらどうでしょうかというひな形を幾つかバリエーションで提示していくと。そういう形でしていくことが現時点では必要なんではないかという考え方でございます。

専門委員 契約書そのものを公開するということではないと。

事務局 とんでもない、そんなことはできるとも思っていません。

会長 さっきも申し上げましたが、かなり後れているところを対象にして書いているところもあります。

専門委員 手短に基本的な話なんですけれども、1ページのところの真ん中のところに「大学等は、真に産業競争力強化につながる知的財産権の取得にこれまで以上に積極的に取り組むよう」と書いてあるんですけども、これが本来の大学のあるべき姿かということに1つ疑問を感じます。

本質的なところを貫きながら、なおかつ産業界との連携を組んでいくということが1つのスタンスだと思われて、そのために1つのやり方というのは、知財本部、T L Oにおいては何が必要かというと、異なるミッションの2つの組織をいかにコンセンサスを詰めていくかということが1つの役割だと思うんです。

それに関わりますと、やはり先ほどの人材のことがかんできて。

会長 人材はちょっと後にしてください。

専門委員 はい、済みません。

ですので、基本的なところのラインを崩さないということをここから読み取れないので、こここの書き方について少し考えていただきたいと思います。

会長 重要な視点で、どうしても産学連携とか知財だけを考えていると、だんだんこうなってきて、文章を考えさせていただきます。

それで、済みませんが、事務局で特に先ほどのいろいろ御批判がありましたけれども、例えば不実施補償等の契約については、これは2つ四角がありますけれども、この件でご発言頂いた二人の専門委員の御意見がかなり異なる立場でおっしゃっていますが、それが両方部分的には書いてありますけれども、両方必要なような気

もするんですけれども、何か今までの御意見に対して、事務局としてどうですか。

事務局 1つの考え方としては、そういうところの問題認識をきちんとしていただくということは重要なことで、解決の方向が明確でない場合でも、ある程度事実関係で書かせていただいて、その後については政府としての取り組むべきことは何なのか。それから、例えば産業界と大学の御議論をいただくような場合であれば、その場づくりのためのサポートとか、そういう形で書かせていただきたいと思います。

会長 そうしましたら、ただいまいろいろ御議論がありましたことも踏まえまして、それから発言をストップしているので、私の方にも責任がありますので、できればメモか何かをいただけだと、発言するのは座長に封じられたので、自分はこう言いたいというのがありましたら、是非お寄せいただければありがたいと思います。

一とおり御意見を伺いたいと思いますので、次に移させていただきますが、9ページから12ページの「2. 大学発ベンチャーにおける知的財産権の円滑な活用」ということで、利益相反であるとか、株式の取得とか、そういうようなところでございます。

専門委員 2. のところで「起業に対して意欲的な大学等の研究者などやそれを支える大学等に対して、インセンティブを」ということが書かれているんですが、これは多分並行して行っていかなければいけないのは、大学の研究者に対するベンチャーを立ち上げるときのどういう視点が必要かというのを、教育がまだ不足しているのではないかと思っているんです。今、ベンチャー熱みたいな形で少し先生方もベンチャーを起こそうという気持ちを持たれている方が多いんですけども、割と安直に考えられている方がいるのではないかと思っております。

ですので、インセンティブという制度を設けるのであれば、それと並行して教育もしっかりやっていかないと片手落ちになってしまふんではないかと考えております。

それは人材育成ではないのかもしれないんですけども、人材育成と並行して行っていく教育の中で踏まえて考えいただきたいと思っております。

会長 例えば、大学発ベンチャーということで、一般的に大学発ベンチャーというのはどういうもので、どういう課題があってというようなもろもろのことについて、例えば講習会を受けるとか、あるいは大学が独自に何かをやるとか、もう少し大学の外も含めて、あるいは場合によっては国がやるとか、そういうようなことを念頭に置けばよろしいんでしょうか。

専門委員 今、どうしても教育という視点で考えていくと、若手を育成するという視点があるかと思うんですけども、現在、職に就かれている研究者というか、教授、助教授という方々にもやはり教育というのは必要ではないかと思っております。

専門委員 例えば、12ページですが「制度の見直し」という言葉があります。

ここでは、バイオテクノロジーについて一例として書いてあるわけですけれども、この内容に具体的に入る前には、先ほどの話から聞いておりまして、やはり今、大学の特性といいますか、アカデミアの研究の重要度というものを担保するための配慮というものがテーマになっているように思われます。当然そういうことも重要ではありますけれども、基礎研究というものとビジネスとを仕分けして考えないといけません。今、我々は何か1つの権利を取得すると、当然利害関係に関わることになるわけで、当然ビジネスのルールに従うことは避けられないわけです。ですから、そういう意味で大学という特殊性のある視点から余り考えると、先ほどまさに専門委員の一人が言われたように、企業は共同研究を日本に限らずフレキシブルに考えますので、資金が海外に流出してしまうという傾向はなかなか改まらないわけです。

ですから、そういうハーモナイゼーションというのはよく考えないといけないわけだと思います。

そういう意味で、制度の見直しということで具体的にいいますと、大学での自由度を高める必要性については理解しているつもりですけれども、企業の側からいいまして、制度の見直しという形で一部継続出願の導入等をやりますと、やはり権利化の確定が遅くなるわけです。

権利化の確定が遅くなることは、当然問題が生じます。一部継続出願制度というのは恐らく先発明主義で公開制度がない時の一つの措置だと思います。ですから、公開制度のある日本で、余りこういう制度を認めるのは、権利確定が遅くなるという意味でのマイナス面もあるのではないかということも考えておかなければいけないかと思います。

それから、国内優先権主張期間に関して、当然これは一方でパリ条約との優先権主張との関係もあるわけで、国内優先権主張の延長を認めますと、またここでダブルスタンダードみたいなものができる、非常に混乱が生じる可能性もありますので、この辺についてはやはり慎重に考えなければいけないのでないかと思います。

あと、私は制度面の見直しということでは、実はもっと大きなことがあるのではないかと思っています。例えば、これまでに医療関係の知財調査会で随分やったことなんですけれども、医療関係特許の問題は大学の視点からも新しい先端医療の研究に非常に重要な影響を及ぼすのではないかと思います。

前回の検討会では、やはりある医療機器とか、一部の医薬品についての使用方法、これも非常に不十分な形ですけれども、若干進歩があったわけですけれども、本当の意味での先進医療、例えば再生医療とか、遺伝子治療とか、そういうものについてほとんど踏み込んでいません。この点に関しアメリカではかなり知財権が広く付与されています。先進医療は当然企業との共同研究なしになかなか実現は難しいと思います。

先進医療の実現化に向け知的財産制度が整っていないと、やはり企業というのは

なかなか投資できません。これまでに非常に大きな議論をしても、なかなか進まなかつたわけで、難しい問題ですけれども、制度の見直しという点において、大学の視点の面からも是非この辺についても、少なくともコメントはちゃんと残しておくべきではないかと思います。

会長 医療関連特許はすったもんだされたと伺っておりますので、あそこまで一歩か二歩か進まれたんだろうと思いますけれども、問題が解決したわけではなくて、先送りされているものもたくさんあるというのは御指摘のとおりであります。ここで、どのぐらいそれを研究していったらいいかというのは、判断の必要なところでありますけれども。もう一つは、継続出願をすることによって権利取得が遅くなるという御意見はいろんなところからいただいておりますが、それでもやはり継続出願を認めろという御意見が非常に強いので、この辺をどうしていったらいいかというのは、一つ難しいところであろうかと思います。

専門委員 9ページのところの真ん中の先ほどの話なんですけれども「大学ベンチャーが活性化するためには」で「インセンティブを与える必要がある」ということなんですけれども、どちらかというと、私の要望としてはインセンティブというよりかは、大学内の制度整備を遂行するようなシグナルを与えてほしいと。

実際に、具体的に何かこういうことをしようとするときには、時間的に拘束または利益相反の話が出てくるわけです。

そのためには、例えば具体的にいいますとエフォート制の導入とか、例えば、アメリカでやられたように数年間大学を離れてしまってオンラインのシステムとか、いろんなことがあるんですけども、実際にいざそれを導入しようかというと、なかなか本部の方に導入できないというのが状況なので、そのために、やはりこれは必要だということをここで明言するというのが一つ大きなサポートになると思われます。それが1つです。

先ほど専門委員のお一人のお話にもありましたけれども、学内で私も修士の学生と付き合っていますけれども、かなり燃えている学生が数多く出てきていますけれども、ですけれども、逆にクールダウンしなければいけないと思うこともときどきあります。

何かというと、0 - 1の世界なんです。やれという人と、やってはいけないという世界なんです。そうじゃなくて、大学の中身を踏ました上でもってベンチャーとは何ぞやと知った上でもって更に行くという中間的な物の見方ということを教育しなければいけないということを常々実感しております。

会長 よくわかりますが、政府としてどれをどこまで書いたらいいか、大学の中に手を突っ込むことになりますが、多少工夫をしたいと思います。

専門委員 1点だけです。10ページ目の利益相反とコンプライアンスの問題です。

実は、ここが非常に理解に混乱があるのではないかと法律実務家として思っております。つまり、国立大学法人化して、非公務員化した途端に実は兼業に関する国家公務員法、それから株式の取得に関する国家公務員倫理規程は外れているんです。つまり、コンプライアンスというのは後退して、その分自律の世界、つまり利益相反マネジメントは、自分が大学で規程類をつくって、そして自分で利益相反マネジメント、マネジメントですから自律のルールでやっていくんだというのが広がっているんです。

これが、どうもまだ大学の中で理解がされていないんじゃないかということが、私は産学連携の立場で、例えば兼業の担当の人と話をしたりすると非常に感じるんです。いまだにまだ法律の縛りがあると考えていて、例えば規定類をつくるときも、昔の規定をそのまま持ってこようとか、そういう感じがどうもある。だから、この書き方は、むしろ誤解を招く。つまり、コンプライアンスというのは法令遵守。法令遵守は非公務員化すれば、そのフィールドは小さくなって、自治の世界が広がった。つまり利益相反マネジメントが広がったので、「利益相反を含むコンプライアンス」という言い方は、これはちょっとおかしいと思うんです。

要するに、コンプライアンスが狭まった分、利益相反の役割が大きくなつたよと、ここをこういう言い方に変えていただきたい。そうしないと、大学の産学連携を一生懸命やる人は、みんなどちらかというとそういう方向で考えるんですけども、そうではない、今までどおりの仕方でやりたいという人の、なかなか頭を変えていくのが難しいので、やはりこのものの言い方を気をつけていただければと思っております。

会長 ありがとうございました。私も大学を離れて長いので、今ご発言頂いた専門委員がおっしゃるように変わったかどうか、若干疑問を持っているところがありまして、文章はきちんと変えさせていただきますけれども、今の専門委員のご発言に関しても併せてお二人に発言していただければ、実情がそういうことでいいのかどうかです。

もしあれだったら、それを除いて御発言されても結構です。

次の専門委員の方、どうぞ。

専門委員 済みません、申し訳ないです。11ページで1点、先ほど申し上げるのを忘れましたので、その点を補足させていただきたいんですけども、ライセンスの対価としての株式取得というのが論点2のところに記載がありまして、これが可能になったのは非常にありがたいということなんですねけれども「一定のルールの下で」というのがかなり条件が厳しい状況です。

株式取得をすることが目的ではなくて、やはり私たち技術移転を行ったときに、そのときに株式の取得ということで、一旦取得はしても、最終的には、それを売却して利益を出して、それが研究資金に回ったり、技術移転の原資になったりという

ことで活用できないと、やはり意味がないんではないかと思っております。

今のルールの下ですと、取得はできても売却ができないのではないかというふうに読めてしまうようなところがあるように思われますので、通知によってはそう読んでしまっている人間が結構いるんです。

ですので、解説の欄で可能であれば、きちんとその辺を踏まえて解説していただいた方がいいのではないかと考えております。

専門委員 基本的な認識として、大学発ベンチャーは盛んになっているようすでけれども、実は私は10年間ほどベンチャー・ビジネス・ラボラトリー設置をという形でやっています。ベンチャーの盛り上がりというのは、実は第3次か第4次ぐらいなんです。

感触としては、かなり潜在的にはあるけれども、やはりまだもう一つ足りないなというところがあります。それで、こういうような知財も含めてベンチャーの支援があれば、本当に日本型の大学発ベンチャーが出てくると思います。そういう面でどういう施策をやるかというのは重要なと思います。

それで、先ほどのコンプライアンスと利益相反の話なんですけれども、非常に我々も苦慮している。つまり利益相反の、今、大学の中で決めようとしているんですけども、どこにバウンダリーを持っていいか、標準を持っていいかというのがわからない。一度決めますと、いろんなデータ情報の保持も含めて非常に大変な仕事になるので慎重にしているんです。

先ほどの利益相反とコンプライアンスというのは、私としてはこういう形の包含的位置づけが重要ではないかなと思います。その中身は検討が必要だと思いますけれども、ただ、大学の実用として教員、事務員、非公務員型になったんですけども、これはやはり税金が基ですので、それほど民間と同じ立場ではないということで、兼業についてもいろいろ制約があると、その辺りはどのくらいなのかというのは、我々自身もよく知らないで、その辺りを明確化した上で、コンプライアンス、利益相反、その辺りの基準をはっきり出していただくと、各大学ともいいのではないかと思います。

それから、利益相反についても、これは大学の中で分野によって随分違います。医学、薬学関係での利益相反、それから工学とかそういったもの。我々の中では、やはりそういったものを踏まえて、分野に応じた形である面利益相反の範囲が設定できるような形のものが必要かなと思います。

それから、実はベンチャーについても、例えば大学の先ほどのVBLというのは、恐らくこれは高等局の施策です。だけど、産学連携はまた違う施策です。それから経産省も絡んでくるということで、そういう面での統合的な施策で、いわゆるマネジメント的なものをもう一度再構築する、これは大学の責任かもしれませんけれども、そういう形が知財も含めてやれば、かなり出てくるかなと思います。そういう

う基本的認識を持っています。

会長 ありがとうございました。事務局で、今までの議論で何か特に発言したいことがありますか。

事務局 特にありません。ただ、事実関係として文部科学省さんの方から、先ほどの株式の売却のところについては御説明を。

会長 でもそこは運用でちゃんとやってくれればいいと言っていましたから。

事務局 いや、もう既になっているんではないですか。

伊藤文部科学省研究振興局技術移転推進室長 30秒だけいいですか。

会長 では、どうぞ。

伊藤技術移転推進室長 売却は、私どもはむしろ株を持ち続けて株主になってくれということを、この制度は全く期待するものではございませんから、むしろ可能な限り速やかに売却してくださいというのを強制ではないですけれども、一定のルールとしてありますので、未公開の段階でなかなか売却できない段階はしょうがないですが、上場できるような段階になったら、速やかに売却して知の創造サイクルにつなげていただくというのを基本にしておりまして、もしそれが大学でまだ誤解を招いているようでしたら、今月末にここにもちょっと書いてございますが、副学長等にお集まりいただく会議で、また周知徹底することにしておりますので、そういう場で誤解のないようにしていきたいと思っております。

会長 ありがとうございました。

先ほど専門委員の方の中で、国立大学は法人化されて国家公務員倫理法に拘束されないといお話がありましたが、実質は準じるということをやっているところがたくさんありますし、ただ先ほどの専門委員の御指摘は大切なので、もう少し事務局、そこはもう一回復習してもらって、それで文章で直すべきところは直しますので、またそれを御紹介をさせていただいて、必要なら御議論いただくと。

しおりゅう大学の先生から伺っているのは、例えば政府が緩めても、だんだん末端に行くと、結局は 100 %、場合によっては 120 % になってしまう場合もあるということで、それは何らかのガイドラインできちんと書いていくことによって、そういう弊害を乗り越えることも可能だと思いますので、十分踏まえたいと思っております。

それで、時間がなくなってしまったので、これは後の地域と人材も含めて、人材は随分御発言がありそうでしたので、残りを両方併せてお願ひしたいと思います。どこでも結構ですので、大変申し訳ありませんが、御発言をいただければと思います。

専門委員 人材の 18 ページの部分でございますが、論点 1 のところに「体系的な人材育成総合戦略の推進 [ のための環境整備 ] 」、それから、一番下に「 [ 教育までが、体系的に行われるような環境整備を行う必要があるのではないか ] 」とご

ざいますが、これは括弧を外していただいて、きちんと総合的に推進していただくということが必要だと思います。

会長 それから、せっかく資料1で御提言いただいたんですが、この事務局案でどうしてもここは足らぬということがありましたらどうぞ。

専門委員 その点を整理いたしまして、もう一遍意見を別途メモか何かで出させていただきます。

会長 お願いいいたします。

専門委員 前にもちょっと申し上げましたが、技術系人材が法曹に進むというのは、私も非常に賛成なんですが、ただ法科大学院に進むインセンティブだけでは、もしかしたら足りないんではないかと思っているんです。

それは、前に申し上げましたように、結局、法科大学院に進んでも司法試験に合格しなければ、意味がないとまで言えないですけれども、やはり余りインセンティブにはならないだろうと思っているわけです。

ですから、そうすると、どうしても司法試験科目の見直しということが、本当はあるはずなのではないかと。刑事科目を選択科目にしてもよいのではないか、と申し上げたんですが、要するに、司法試験というのは、もともと刑事裁判官と検察官を養成するというところも重要なのですが、合格者3,000人時代になってくると、やはり圧倒的に弁護士になってくる時代になってきますと、例えば必修の試験科目ではなく、合格した後に刑法で受験しなかった人は強制的に何かのプログラムをつくって、そこに合格するような、つまり司法試験に受かった後で何かを勉強させるという仕組みを取っても別にいいのではないかと思ったりするわけです。

ですから、もしかしたらここで言うのはタブーなのかどうかよくわからないんですが、必修の試験科目の削減がないと多分技術系の人材が法曹の方に流れるということがないんだろうと思うんです。

それと、先ほど一点だけ専門委員のお一人もおっしゃっていたことですが、20ページ目一番上の括弧ですが、これはやはり1つは、「ライセンス交渉の実務経験者等を大学で人材として確保する」と、これは大事なことで、これは人材の育成の欄に書いてあるんですが、育成の欄とともに、急務として1.の知財の積極的な活用のところにも入れていただきたい。これが入ると、実はいろいろ企業との契約交渉でぎくしゃくしているとか、いろいろ言われてますが、そこが実務的にかなりここで解決する部分があるのではないかと思っておりますので、1.にも入れていただきたいと思っております。

会長 前半におっしゃったことなんですが、我々としても要望の強さが多少遠慮がちであったかもしれません、タブーかと言われると困るんですけども、もう少し積極的に言っていくとすれば、どういうことが効果的か、ただ言いっ放しでは面白くないですから、どういうふうにしたらいいですかね。今の技術系の人が実際

に弁護士なり法曹界に資格を持って入っていくインセンティブですが。

専門委員 今の点は、どういうふうにしたら効果的かということですが、まず、みんなでこういう時代に技術に強い弁護士とか、裁判官が増えてくるというのは、国家的なニーズ、要請だ、国際的にいろんな協力をするためにも必要だということの認識ができることが必要です。例えば「総合科学技術会議」の方の意見として言っていただく。それと同じようなことを知財本部にも言っていただく。

そして、それを法務省、司法試験を担当している方にも言うというのが手続としては効果的ではないかと思います。勿論、今日出た御意見をあらかじめ伝えたりして、今の司法試験制度についても、なおいろんな御意見があるわけですから、早くから言っていくというのが必要ではないかと思います。是非、そういう要望をきちんと出していただく、提言を出していただくのが大事だと思います。

会長 少し文章を考えてみます。

専門委員 21ページなんですけれども、一番最初の箱のところの2行目に「同時に法務を活用する」と書いてありますが、やはりこの世界というのは法務だけの話ではなくて、技術系を含んだ形にしないと片手落ちになるような気がします。ですので、理科系の学生、工学系の学生にプラスの知識、また、ノウハウ的なものに法務だけではなく、技術系もということでございます。

それから、2つ目の箱のところの啓蒙活動のことなんですけれども、対象で企業の方にも啓蒙活動を一つしていただきたい点がございます。

それは何かといいますと、うちの場合は修士の学生にダブルメジャー的なことをやってあります。技術畠の学生に技術系知財の話を勉強させているんですけども、就職活動をする際に、企業の側でもって質問されることは、どっち付かずではないかということを言われるそなんです。一生懸命こういう教育をしながら学生も頑張っているんですけども、それに対する認識というのが非常にまだ薄いというのが現状でありますし、このように知財の人材を育成することが必要だと言いながらも、やっていくとまだバリアが強いんです。そういう意味でもって企業側の方の啓蒙というのも視野に入れていただきたいと思います。

会長 わかりました。対応にはいつも苦労するので、しかしこれは何か考える必要があるだろうと思います。

では、次の専門委員の方お願いします。

専門委員 2点ございます。先ず、論点1の括弧の上のところですが、「知的財産を尊重するマインド」という言葉に換えていただいておりますので、これは非常にいいことだと思います。

実は、知財マインドと知的財産を尊重するマインドというのは、かなりニュアンスが違って聞き取られておりまして、よく知財マインドを育てるというと、結果何をやっているかというと、特許権をいかに逃げるかという手法を勉強するというこ

とを言う方が多いものですから、そうではなくて、あくまで知財を尊重するというマインドを小さいときから植え付けて頂くことが必要です。知的財産権を侵害しない技術の開発のみに走らないようにすることが必要です。そうしないと、大学で生まれてきた知財を活用するというところに結び付かないものですから、是非これを強調していただければと思います。

もう一点でございますけれども、論点2の下の枠ですが「知的財産専門職大学院やMOTプログラムに進むインセンティブを与える必要性があるのではないか」ということで、産業財産権に関する修士課程修了者に対する弁理士試験免除の検討という点でございます。今、現状はどうなっているかといいますと、例えば工学部の学部卒業生が専門職大学院に入っていた場合、知財専門職大学院で、特許法等の産業財産権（工業所有権）法関係で論文を提出しても弁理士試験の選択科目の試験免除になりません。そうすると、司法試験の場合と同じで、修士論文は、選択科目免除を受けるために産業財産権（工業所有権）と関係のない分野のところの、例えば著作権法関係で作成する必要があります。本来、主の研究は特許のような専門分野で行うのがいいのですが、選択試験免除のためには産業財産権（工業所有権）以外のところで集中して研究せざるを得ないという矛盾が生じております。ちょっとここだけ何か修正していただければ、よりインセンティブにつながっていくのではないかと思っております。

その2点でございますけれども、よろしくお願ひします。

会長 ありがとうございました。事務局、後半のはわかりますか。

事務局 先生のおっしゃる事実関係は既に認識してあるんですが、書きぶりとして非常に修士課程とう定義の問題からいろいろ出てきたりしていますので、少し配慮をさせていただきますが、ちょっと難しい問題かもしれません。

会長 では、どうぞ。

専門委員 簡単に、今の問題にちょっと関係するんですが、ここの論点2の下の括弧のところだけ弁理士というのがわざわざ特出されて出てくるかと思います。

それで、ビジネスの構築支援、これの高度な専門性というのは、弁理士の教育というよりも、むしろ産業での協力でないと非常に難しいんではないかと。

ここは、弁理士という言葉よりも、全体のここの人材の育成を見ますと、人材の育成ということになっておりますので、これは弁理士という言葉ではなくて、むしろ備えた人材というふうに直されたらいいんじゃないかという気がいたします。それは企業の教育も含めてということです。

それと同時に、最後の方に弁理士試験の科目免除ということもありますが、やはりもっと大きな問題は知財を扱える弁護士さん、こういうところに、いわゆる弁護士試験について全部の科目を課すということではなくて、知財に限定されたような弁護士というものを考えられたらどうかなと思いますけれども、あるいはここはな

くてもいいのかもしませんが、ここだけどうも弁理士というのがちょっと違和感を感じます。

会長 ありがとうございました。弁護士については、そういう御意見もあるんですが、これはものすごい壁が高くて厚くて、しかし、知財に強い弁護士をたくさん養成していただくということは重要なことですので、勿論産業界もそうですけれども、少し文章を考えさせていただきたいと思います。

専門委員 弁理士にこだわっているわけではないんですけども、知財に強い弁護士さんは当然必要なんですけれども、それよりももっと急務なのは、明細書をかける人材育成なんです。そこをちょっと急がないといけないということで、そういう人たちに向いた専門職大学院というのがつくられてきていると思うんです。

ですから、そこのところで何か学生にもっとやる気が起きるようなシステムづくりが必要ではないかというのが私の意見です。

会長 ありがとうございました。

専門委員 この章というのは育成ということなんですけれども、やはり産業界というか、企業の方に知財の要員、非常に実務を含めて豊富な方がおられると。そことの交流も含めた育成、ないしはインターンシップというのも考えられないか。そういう視点でもう少し付け加えていただければという希望があります。

会長 さっき人材についてちょっと御発言がありませんでしたか。

専門委員 知財人材育成総合戦略の中の一環という格好になると思いますが、たまたま技術移転人材、知財マネージメント人材については、非常に学際的な法律、技術、ビジネスの典型的な例であるので、そういうことに大学の中で取り組んでいったときの支援の在り方ということを先ほど言及させていただいて、これは派遣事業とか、あるいは日本版AUTM等の研修とか、そういうことで施策を打っていたくということだと思います。

ついでに申しますと、やはり技術系の方をどうやって法曹資格者に入れていくかということは、今、文科省の資料が付いていて、説明はなかったと思いますが、結構入っているということはあるんですけども、本当にどうなりそうかというのをよくチェックしていく必要があって、理工系は入っているというんですけども、東大なんかはほとんどいないところを見ますと、実際は相当少なくなってしまうのではないかと思いますので、その実態も見ながら施策を打っていく必要があると思います。

会長 ありがとうございました。東大が余り少なくないというのは私もうわさで聞いたことがあります。

どうぞ。

議員 質問が1つ先生方にあるんですけども、今の話に関連して、やはり理科系の人がロイヤーになるというのは、やはりロイヤーになりたいというわけで、理

科系を使ってロイヤーになりたいというわけでは多分ない。

私どもの大学で医学部の研究者が司法試験を受かったんですけれども、それはまさに新聞記者が犬をかむような珍しい話であって、ニュースにすごくなつたわけです。

ですから、そういう現実を無視して理科系に入れというのはなかなか難しいので、恐らく、わかりませんけれども、司法試験のために法科大学院ができたんですけれども、ほとんどの人がなれない。

そうした場合に、やはり知財の専門家になるか、公務員になるかわかりませんけれども、やや後ろ向きかわかりませんけれども、そういうものをどこに書くかはわからないんですけども、そういう人たちを知財の方に向けるという方が現実的ではないかと私は思うんですけども、先生方はいかがでしょうか。

会長 今の質問は、理科系の人が入ったからといって知財をやってくれるのとは少しも関係ありませんよということを言っているんだと思います。

専門委員 今のお話は、資料全般を見ていて、ちょっと感じていることなんですけれども、法律と技術という話になるんですけども、多分基本的には法律と技術とビジネスという話の切り口で見て、ビジネスにはめ込んだときの面白さみたいのをわかっていただかないと、多分人材は動かないんだと思うんです。

多分、法律の試験はさっき専門委員のお一人もおっしゃいましたが、割とがちがちの、いわゆる旧来の司法試験の流れを組んだ科目のセットアップになっていて、そこまでやるのかと。そこまで行かなくても、例えば民法、民訴辺りのいわゆるビジネスの関わりのかなり深いところだけをやれば、かなりの部分が解消できるところがあって、その先は、本当にもう少し知財の中でも刑事に絡むようなところはもつと別のチャンネルでやるようにして、もう少し司法試験などの間口を広げるとか、そういう手立てを打たないと、今の法科大学院というのは、単にロイヤーをつくるための、ある一つの機関としてやっていますので、もう少しビジネスの領域まで踏み込んだところに知財の本当の意味がありますから、少しそこの基本的なところは、多分ハードルが高いんでしょうけれども、やはり考えていく必要があるのではないかなど、ちょっと感じています。

会長 今の議員の質問について、御発言は。

議員 いえ、わかりましたので、どうもありがとうございました。

専門委員 久しぶりの参加で申し訳ございませんでしたけれども、大変精力的にやっておられるなというのがわかりまして、心強く思いました。大学の知財活動に火を付けて、付け過ぎたかなという感じもしないでもないですが。

私は、先ほど不実施補償のところでいろいろ議論が出ましたけれども、こういった問題がクリアになってきたというのは、非常に進歩だと思います。

私も産業界におりまして、大学の先生方と一緒にやらせていただいた仕事もあり

ますが、スタートが非常に甘いんです。我々はこういう課題を抱えています、あるいはこういった点で御指導いただきたい、我々も参加してやりますということでスタートするんですが、成果をどう扱うかというのは漠然とした決め方をするんです。不実施補償のところで出てきているようなところまでは、最初の、こういう課題があって何とか解決したいんだという時点では、企業側としては思いつきません。契約の甘さという点では、私どもが過去に中国辺りとジョイント・ベンチャーをやった時も、基本的なところだけ決めまして、何か出たら相談しましょうということでやった例が非常に多いんです。ですから、今日、色々な問題が起こっておりますが、それは私ども自身改めつつあります。

ここで、スタートするところでの契約の重要性というのを痛感するような議論をしていただいている、今後いい方向に行くのではないかと思います。ただ、私はどちらかと言えば、体験的には、澤井委員のおっしゃった意見に近いと思っておりまして、余りこれをがちがち決めますと、では一緒に产学研連携でやりましょうとうのを阻害してしまう恐れもあると思います。

というのは、チャレンジングなテーマほど成果が出るかどうかわからないわけで、そういうのを入口のところで止めてしまうのはもったいないと思いますので、ガイドラインを出すにしても、ここでは柔軟にできるようにしていただきたいと思います。

その関連では、1ページのかぎ括弧のところが、大きく異なっているわけでもなく、問題意識が非常に合ってきたと思います。また「[異なっていたが、今後はその差が解消されると予想される]」というのも、まだちょっと時期尚早で、その差を解消する努力を双方がすべきであるということではないか。企業側にも大いに問題がありますし、大学の先生方にももうちょっと産業競争力という観点での知財の理解をしていただく必要があると、私はこのようにとらえるべきではないかと思います。

それから、企業と一緒にやったら公表はまかりならぬのか、もってのほかなのか、国費を使っているので云々等々の議論につきましては、例えば、公表につきましては、先にパテントを出す、あとは大いに公表しましょうというのが、恐らく電気業界でもそうですし、通信でもそうですし、バイオの世界でもそうではないかと思います。

よりよいパテントであればあるほど、その本質を論文等で世界に喧伝するというのが重要でありまして、その順序の問題ですので、余り御懸念は要らないのではないかと思います。

私ども産業界としては、国費という話が出ましたけれども、国立大学だけが大学ではなくて、私立大学も非常にいい知財を生み出しておられるわけで、そこを含めて大学等というときは考えるべきではないかと、官尊民卑的な議論になっているの

ではないかと思います。もっと一般化した方向づけが要るのではないかと思った次第であります。

最後になりますが、中堅どころの企業さん、あるいはもうちょっと小さいところ、いい技術は持っているんだけれども、知財要員はそう十分に手当できないというところで、大学と連携して更に新しい知財を生み出すような仕事をやろうというところはいっぱいあります。過去、そういう方々は先生方と個人的な付き合いでの非常にいい関係をつくって成果を出しておられたと、私は思っているのですが、大学の方に、知財本部など立派な組織ができまして、今まで直に裏口から入れたのに、正門を通って、はるか手続をしていかなければその先生に行き当たらないとなりますと、これはむしろ逆行することになるのではないかと思います。大学側の柔軟な対応が必要ということで、企業はどなたか言いましたけれども、経済合理性で柔軟にやっていると思っているんですが、大学側の柔軟な対応、基本系は決めた上で柔軟な対応もできる、そういう相談窓口みたいなところも考えていただく必要があるのではないかと思います。

基礎研究をきっちりやっていただきて、私は、知財は巨人の肩の上に乗って新しいものを考えるようなものだと思いますので、その巨人を立派にするための基礎研究は、阿部先生に何度も申しておりますが、これが大学のレゾン・デートルの第一だと、その次が知財かもしれません、そのように思っておりますので、そのとらえ方を間違わないように、大学の中での活動に位置づけていただきたいと思っております。

会長 貴重な御意見をいただきました。最後におっしゃったことは、ときどき御指摘をいたしかないと、ついうっかりということをやりますので、ありがとうございます。それから、確かに大学が国立大学だけのようにとらえるような文章は避けなければいけませんので、そこは全体に気を配る必要があると思います。ありがとうございました。

それから、1ページ目については、おっしゃるようにその差を解消する努力を産学官がやるというような趣旨に変えさせていただくのかいいかと私も思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

会長 それでは、そういうことで事務局お願いします。

もうちょっと時間がありますが、地域のことの御発言がほとんどありませんでしたので、一部あったかと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

専門委員 15ページのところで、よくつかめないのが知財インキュベーションセンターという概念なんですけれども、補足説明していただければと思うんですが、既存のビジネスインキュベーターとか、テクノロジーインキュベーターと比べたと

きに、この位置づけというのはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

会長 では、事務局お願ひします。

事務局 ある委員の方がお出させていただいたことなので、完全に理解しているかどうかはわかりませんが、いただいた趣旨としては、大学とは地域で生まれた1つの小さな研究開発の成果の種ができていると。それを知財的にどう補強していくのか、補強するためには追加実験が必要であろうし、あるいはモデルをつくって検証をしていくということが必要であろうと。そういったことをサポートするようなセンターをイメージされているようでございます。

専門委員 そうすると、大学の中にある既存の研究開発センターとか、またインキュベーター、いわゆる研究開発よりのインキュベーターと新たにつくる必然性ということはどこにあるのかよくわからないんですが。

事務局 恐らくもう一個箱を建てろという話ではなくて、そういった機能を明確に打ち出して、こういったものに使えますということを明確にしていただければ足りるのではないかというふうに理解しています。

会長 これだけ見ますと、もう一つ箱物つくれと言われるかもしれませんので、そこはないようにいたします。

前の方の議論を途中でストップさせて申し訳なかったんですが、前の方でも結構でございます。

専門委員 4ページ目のところの69条の問題なんですけれども、今の議論でいきますと、N I Hのガイドラインに割と即したような形で、国費原資を投下しててきた特許発明については研究コミュニティー全体で使えるようにするということなんですけれども、一方で私企業とか、外国の出願人からの特許というところは、実際ケアはできていないので、こういうものを扱った大学内での研究はどう考えていくかというのは別の議論として考えていかなければいけないのかなと思っています。

そのときに、そういう特許に関わるようなものを使った研究をした場合に、大学がストップをかけるのか、それとも大学としてちゃんとライセンスを受けて、研究者に研究を継続させるのかということを実際は考えていく必要が出てくると思うんですけれども、そのときのライセンスを受ける、今度は大学が受ける側になると思うんですけれども、受ける場合の費用はどうしていったらいいんだろうか、どういうところから捻出しなければいけないのかということも考えていく必要があるかと思います。

そのときに、ちゃんと国としてそこを支援するような、バックアップするような費用を設定していただけるのかどうかというところも一緒に議論していただきたいと思います。一方で、最低実施権というのは日本ではほとんど使われていない制度なんですけれども、そちらの発動というか、活用をしながら何本立てかで一緒

に議論していただければ、大学の研究者がどんな形かで、とにかく研究は継続できるんだというのが見えないと、今、研究者に対して、ただ特許権の訴追で自分たちが訴えられるのではないかという恐怖だけが大学の中にはあるのではないかと思いまして、3本立てというか、費用の面と最低実施権というような活用というのも含めた形で議論していただきたいと思います。

会長 ありがとうございました。さっき申し上げましたように、プロジェクトチームで議論しているんですが、事務局、私はまだ何も決まっていないと思っているんですけども、かいづまんを紹介してください。

事務局 プロジェクトチームの進捗でございますが、今、ケーススタディーをしておりまして、あくまでも仮想なんですが、ある先生が特許を持っていて、ある別の大学の先生が使う場合とか、4つのケースについての特許法の解釈をどう見るのか。それに基づいて研究者の方が自由に研究できるためにはどういったガイドライン的な整理をしたらしいのかという議論と、それから特許法の縛りの部分を少し緩めに考えた場合に、本来どういうふうな自由度を与えるべきなのか、それに対して制度面はどういうふうな形にした方がいいのかという議論をしております。

今、ケース4つのうちの1つが終わった段階でして、ケース2、3、4を次回にやる予定でございまして、2、3、4はもう少しファクターが増えてきますので、更に込み入った議論になってくるかと思いますが、ケース1の場合については、ある程度の整理ができたのではないかと思っております。それでケース4つが終わった後で翻ってみて、どんなガイドラインを仕上げるのがいいのか。それからガイドラインをつくった後、どういうふうにそれを普及させていくのがいいのか。それとは別に制度面での見直しについての議論をどうしていくのか。国際的な場で、先ほど日本がリーダーシップを取っていくようにという御意見をいただいているが、そういうところの戦略についても議論をしていただければと思っているところでございます。

会長 今日いただきました、専門委員の一人からもいただいているが、事務局から伝えていただいて、プロジェクトチームの議論の活性化につなげていただければと思います。それから、御発言いただいている先生方も、もし必要でしたらメモをちょうだいできれば取り次ぐようにさせていただきたいと思います。一部の方はダブっておられますので、よく御存じだと思います。

時間がまいりましたので、とりあえず、この辺にさせていただきますが、今日で終わりということではございませんので、これから予定について事務局から説明してください。

事務局 次回は5月12日木曜日、16時30分から18時30分、午後4時半から6時半を予定しております。別途御案内をさせていただきます。

そして、次回に一応報告書の原案をお出ししたいと思っております。本日いただ

いた論点整理に加えた御意見等を反映させた形でたたき台をつくらせていただきたいと思っておりますが、先ほど会長の方からもありましたように、追加の御意見等ありましたら、また締め切りを決めさせていただいてお出しitidaikaitiと思つております。そういうしたものもできるだけ反映はさせていただきたいと思っています。そして、早目にたたき台の原案をつくって、各委員の方にお送りさせていただきますので、それについてまた御意見をいただきたいというような形で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

会長 そういうことですので、引き続き御協力のほどお願い申し上げます。

資料5に前回議事録が配付しておりますが、既に皆様の御確認をいただいております。本日の会議資料につきまして、公開という取扱いにしたいと思いますが、よろしゅうござりますでしょうか。それでは御異議がないものとして、公開文に関しては公表させていただきます。

本日は、長時間にわたりまして有意義な御議論をいただきましてありがとうございました。これで終わらせていただきます。